

後継者に経営移譲した農地を農地集積バンクに貸しても農業者年金を引き続き受給できます！

後継者に貸し付けて経営移譲した農地を、農地集積バンク（農地中間管理機構）に貸し直す場合は、経営移譲年金や特例付加年金を引き続き受給できる特例が適用されます



※貸付条件

	経営移譲年金の場合	特例付加年金の場合
貸付期限	返還から1年以内	返還から1年(条件不利地は2年)以内
貸付期間	10年以上	10年以上
貸付方法	後継者に移譲した農地の一部のみ機構に貸し付ける場合は、農用地利用集積計画により貸し付けること	—

注1: 特例を受けるには、JA・農業委員会を經由して、農業者年金基金への届出が必要です。

注2: 農地集積バンクに農地を売却する場合も経営移譲年金・特例付加年金の受給を継続できます。

注3: 農地集積バンク以外の法人や60歳未満の一定の要件を満たす農業者に経営移譲をやり直す場合も、上記と同様の条件で、支給停止とならない特例が適用されます。

当初行った経営移譲をやり直して、農地の貸付先を後継者から農地集積バンクに変更すると、次のメリットがあります

メリット1

10アール(道南を除く北海道にあっては20アール)以内の農地であれば、自留地として残すことができます

メリット2

後継者に農地を貸し付けている場合と異なり、農地の返還や再処分があっただけでは、支給停止とならなくなります(加算付経営移譲年金の加算額部分を除く)

メリット3

基本額経営移譲年金を受給している場合(後継者がサラリーマン兼業の場合など)は、加算付経営移譲年金となり、年金額が増額される場合もあります

農地集積バンクに貸し付けた後の取扱い

Q 農地集積バンクが貸し付ける相手方による農業者年金への影響は？

⇒ 農地中間管理機構が誰に農地を貸し付けるかは、農業者年金の受給に影響しません。貸付けの相手方によって経営移譲年金や特例付加年金の支給が停止されることはありませんので、ご安心下さい。

Q 農地集積バンクから農地が返還されたら、農業者年金はどうなるの？

⇒ 経営移譲年金は、自留地面積10アール(道南を除く北海道は、20アール)を超えて農業経営を再開しない限り、支給停止とはなりません。

ただし、加算付経営移譲年金は、1年以内に各種法人や一定規模以上の経営を行う60歳未満の自営農業者などに移譲しないと、1年経過後に、加算額部分のみ支給停止となります。

⇒ 特例付加年金は、農業経営を再開しない限り、支給停止とはなりません。

経営移譲年金の主な支給停止とその例外

例外

内は 支給停止とならない場合

I 農業経営を再開したり、農地所有適格法人の構成員となったときは、支給停止

例外 第三者移譲した者が、自留地10 ㏒ (道南を除く北海道は20 ㏒)以内で再開した場合

II 後継者に貸し付けている農地について、受給者への返還等があったときは、支給停止

例外 1 返還を受けた農地について、1年以内に、次の①～④の処分を行う場合

① 農地の全部の返還を受け、経営移譲の相手として適格な第三者(注1)又は他の農業後継者(農業従事経験のある60歳未満の直系卑属)のいずれかに経営移譲をやり直す

② 農地の一部の返還を受け、特定譲受者(注2)である第三者に農用地利用集積計画による利用権の設定等を行う

※ 上記①及び②の処分方法が貸付けの場合は、貸付期間が10年以上であることが必要

注1: 適格な第三者…農地集積バンク・農地利用集積円滑化団体・農業法人・JA等の法人
個人にあつては、経営移譲後に一定規模以上となる60歳未満の農業経営者 など

注2: 特定譲受者…適格な第三者のうち、農地集積バンクを含む全ての法人及び50アール(道南を除く北海道は2ヘクタール)以上の農地等で農業経営を行っている個人 など

③ 農業用施設、後継者住宅、分家住宅、生活環境施設などに転用

④ 後継者と第三者に分割して経営移譲(第三者に1/2以上を処分すること等が必要)

2 後継者の障害・死亡

3 土地収用法等による収用又は使用

4 災害によって農業が困難となった場合

5 砂利採取法等による一時転用 等

※ 上記のほか、加算付経営移譲年金を受給している場合、農地の返還1年を経過しても特定譲受者に処分しないと、加算額部分のみが支給停止となることがあります。

※ 経営移譲年金・特例付加年金が支給停止となっても、農業者老齢年金は支給されます。

詳細については、最寄りの農業委員会又は独立行政法人農業者年金基金(業務部給付課 03-3502-3945)にご相談ください。